

いきいきこどもプラン

～出雲市子ども・子育て支援事業計画～

中間年における見直し



平成 30 年 3 月

出 雲 市

目 次

1. 事業計画の見直しにあたって	
(1) 出雲市子ども・子育て支援事業計画とは	1
(2) 計画見直しの趣旨	1
2. 人口推計の見直しについて	
(1) 人口推計見直しの方法	2
(2) 計画期間における各年齢別人口推計	2
3. 【当初事業計画 第4章】5か年事業計画（量の見込み・確保方策）の見直し	
I 幼児期の学校教育・保育事業の見直し	3
(1) 認定区分別の見直し	3
(2) 教育・保育施設別の見直し	8
II 地域子ども・子育て支援事業の見直し	10
(1) 利用者支援に関する事業	11
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	12
(3) 乳児家庭全戸訪問事業	14
(4) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）	15
(5) 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業：就学後）	16
【「量の見込み」及び「確保方策」の解説】	18
【その他の用語解説】	19

1. 事業計画の見直しにあたって

(1) 出雲市子ども・子育て支援事業計画とは

平成 24 年 8 月に施行された子ども・子育て支援法に基づき、各市町村は様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況、利用希望を把握した上で、平成 27 年度から 5 年を 1 期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画に基づき事業を実施することとなりました。

本市においては、平成 26 年度末で計画期間が終了した「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画（後期計画）～」を引き継ぐ計画にも位置付けるものとし、出雲市子ども・子育て会議における議論を経て、平成 27 年 3 月に「いきいきこどもプラン～出雲市子ども・子育て支援事業計画～」(平成 27～31 年度) を策定しました。

この計画の中で、子ども・子育て支援法に基づき、全ての子どもと子育て家庭を対象に、本市が進めていく子ども・子育て支援施策の目標や方向性を示しています。

(2) 計画見直しの趣旨

出雲市子ども・子育て支援事業計画第 5 章「計画の進行管理」において、第 4 章「5 か年事業計画」については、必要がある場合には、平成 29 年度を目途に見直しを図ることとしています。

この 5 か年計画に定める「量の見込み」「確保方策」は、0～11 歳の子どもの推計人口を基に、平成 25 年度に実施した就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査結果や、過去の実績及び地域の実情などを踏まえ算出しています。

近年の保護者の就労形態の多様化や、女性の社会進出などの環境の変化に伴い、子どもへの教育・保育、地域の子育て支援、市民の医療・福祉サービスに対するニーズは変化しており、5 か年事業計画に記載している各事業の中には、「量の見込み」「確保方策」と実績値との間に大きな乖離が生じ、事業計画の見直しが必要となっているものもあります。

今回は、近年の人口増減率に基づいて見直した、平成 30 年度以降の 0～11 歳の子どもの人口推計値や、各事業の現状と課題、また課題解決に向けた取組の経緯等を踏まえ、出雲市子ども・子育て会議の議論を経て、下記の事業について平成 30・31 年度（一部事業については、平成 29 年度も含む）の「量の見込み」「確保方策」の見直しを行いました。

さらに、パブリックコメントを実施し、市民意見を計画に反映しました。

【中間見直しの範囲】

当初事業計画 第 4 章 5 か年事業計画（量の見込み・確保方策）

- Ⅱ 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策
- Ⅲ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

2. 人口推計の見直しについて

(1) 人口推計見直しの方法

人口推計にあたっては、住民基本台帳人口（平成 27～29 年の各 3 月 31 日時点）と、人口動態調査（平成 26・27 年）に基づき、各年の変化率の平均を利用したコーホート変化率法(※)により、平成 30・31 年度の 0～11 歳人口を推計しました。

(2) 計画期間における各年齢別人口推計

【当初計画策定時の人口推計】

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	1,476	1,463	1,444	1,426	1,412
1歳	1,537	1,516	1,503	1,483	1,465
2歳	1,564	1,547	1,525	1,511	1,492
3歳	1,573	1,585	1,567	1,545	1,532
4歳	1,626	1,590	1,602	1,585	1,562
5歳	1,549	1,636	1,599	1,612	1,594
6歳	1,596	1,560	1,647	1,610	1,623
7歳	1,605	1,605	1,569	1,657	1,620
8歳	1,702	1,607	1,607	1,571	1,659
9歳	1,472	1,709	1,613	1,614	1,577
10歳	1,670	1,476	1,713	1,617	1,617
11歳	1,606	1,674	1,480	1,717	1,621
計	18,976	18,968	18,869	18,948	18,774

年齢区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
就学前 (0～5歳)	9,325	9,337	9,240	9,162	9,057
就学後 (6～11歳)	9,651	9,631	9,629	9,786	9,717
1～2歳	3,101	3,063	3,028	2,994	2,957
3～5歳	4,748	4,811	4,768	4,742	4,688
低学年 (6～8歳)	4,903	4,772	4,823	4,838	4,902
高学年 (9～11歳)	4,748	4,859	4,806	4,948	4,815

【計画見直し時の人口推計】

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	1,473	1,569	1,524	1,483	1,468
1歳	1,571	1,510	1,605	1,561	1,519
2歳	1,550	1,569	1,501	1,598	1,555
3歳	1,571	1,579	1,574	1,517	1,616
4歳	1,638	1,576	1,591	1,583	1,526
5歳	1,536	1,660	1,584	1,606	1,597
6歳	1,570	1,543	1,650	1,583	1,605
7歳	1,573	1,585	1,545	1,659	1,591
8歳	1,698	1,579	1,596	1,553	1,668
9歳	1,488	1,703	1,596	1,607	1,564
10歳	1,676	1,495	1,709	1,603	1,614
11歳	1,615	1,688	1,503	1,720	1,613
計	18,959	19,056	18,978	19,073	18,935

年齢区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
就学前 (0～5歳)	9,339	9,463	9,379	9,348	9,281
就学後 (6～11歳)	9,620	9,593	9,599	9,724	9,654
1～2歳	3,121	3,079	3,106	3,159	3,074
3～5歳	4,745	4,815	4,749	4,706	4,739
低学年 (6～8歳)	4,841	4,707	4,791	4,795	4,864
高学年 (9～11歳)	4,779	4,886	4,808	4,929	4,790

平成27年度の人口は、平成27年3月31日時点の住民基本台帳人口を記載。(平成28・29年度も同様)

※コーホート変化率法

過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

今回は、平成 30・31 年度の 2 年間の、比較的近い将来の人口を求めるものであり、変化率の算出基礎となる近い過去には、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動がないと考えられるため、現状に近い形での推移を想定し推計しています。

3. 【当初事業計画 第4章】

5か年事業計画（量の見込み・確保方策）の見直し

I 幼児期の学校教育・保育事業の見直し

【教育・保育施設を利用する子どもの認定区分】

認定区分	給付の内容	教育・保育施設
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、2号認定子ども以外の子ども	●教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どものうち、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

※教育標準時間外(降園時間以降や長期休業日)の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

(1) 認定区分別の見直し

【量の見込み見直しの考え方】

- 1号認定子ども（幼稚園等利用）の量の見込みの実績値は、平成29年度で計画に対して約13.9%の減となりました。これは、核家族化や共働き世帯増により利用者が保育所へシフトしていることが大きな要因と考えられます。そこで、平成29年度を基準として、一時預かり事業の動向を踏まえ、平成30年度以降の量の見込みの見直しを行いました。
- 2号、3号認定子ども（保育所等利用）の量の見込みは、計画上、平成27年度以降減少を見込んでいましたが、実績値は毎年増加しており、平成29年度で計画比467人増（約8.3%増）となりました。推計人口は今後減少が見込まれるものの、利用申込みは平成29年度並と見込み、今後の量の見込みの見直しを行いました。

【確保方策見直しの考え方】

- 1号認定については、平成29年度の幼稚園・認定こども園の利用定員に、今後の定員改定の見込みを反映して設定しました。
- 2号、3号認定については、平成29年度の確保の実績値及び認可保育所・認定こども園の定員変更等に関する意向調査結果を踏まえると、施設整備を含めた定員の拡充で対応しきれない状況が見込まれます。待機児童を出さないための緊急避難的な対策として、施設及び保育士配置基準を満たす施設において、年度当初からの定員の弾力化も行いながら入所児童の定員増を図るよう、確保方策を設定しました。

【見直し前】平成27・28年度

(単位：人)

区 分			入所状況 H26.3.1	26年度 定員	27年度	28年度		
1号 認定	3-5 歳	①量の見込み				785	787	
		②確保方策	幼稚園	1,589	3,785	1,605	1,602	
			認定こども園	82	150	86	56	
			計	1,671	3,935	1,691	1,658	
②-①				906	871			
2号 認定	3-5 歳	①量の 見込み	a)教育利用希望			784	787	
			b)上記以外			2,597	2,605	
		②確保 方策	a)教育利用希望	幼稚園			750	753
				認定こども園			34	34
				計			784	787
			b)上記以外	認可保育所	2,870	2,613	2,550	2,430
		認定こども園		0	33	98	116	
		認可外保育所		60	126	126	126	
		計		2,930	2,772	2,774	2,672	
		②-①				177	67	
3号 認定	1-2 歳	①量の見込み				2,186	2,183	
		②確保方策	認可保育所	1,999	1,656	1,671	1,828	
			認定こども園	20	34	77	89	
			認可外保育所	137	144	144	144	
			計	2,156	1,834	1,892	2,061	
	②-①				△294	△122		
	0歳	①量の見込み				856	845	
		②確保方策	認可保育所	851	626	689	697	
			認定こども園	0	3	15	18	
			認可外保育所	63	60	60	60	
計			914	689	764	775		
②-①				△92	△70			
計	①量の見込み				7,208	7,207		
	②確保方策		7,671	9,230	7,905	7,953		
	②-①				697	746		

【見直し後】平成27・28年度（実績値）

（単位：人）

区 分			入所状況 H26.3.1	26年度 定員	27年度 (実績値)	28年度 (実績値)		
1号 認定	3-5 歳	①量の見込み				1,452	1,480	
		②確保方策	幼稚園	1,589	3,785	1,605	1,602	
			認定こども園	82	150	86	86	
			計	1,671	3,935	1,691	1,688	
②-①				239	208			
2号 認定	3-5 歳	①量の 見込み	a)教育利用希望			19	1	
			b)上記以外			3,186	3,226	
		②確保 方策	a)教育利用希望	幼稚園			750	753
				認定こども園			34	34
				計			784	787
			b)上記以外	認可保育所	2,870	2,613	2,560	2,764
		認定こども園		0	33	98	110	
		認可外保育所		60	126	163	163	
		計	2,930	2,772	2,821	3,037		
		②-①				400	597	
3号 認定	1-2 歳	①量の見込み				2,268	2,307	
		②確保方策	認可保育所	1,999	1,656	1,691	1,813	
			認定こども園	20	34	77	85	
			認可外保育所	137	144	127	127	
			計	2,156	1,834	1,895	2,025	
	②-①				△373	△282		
	0歳	①量の見込み				375	417	
		②確保方策	認可保育所	851	626	659	728	
			認定こども園	0	3	15	15	
			認可外保育所	63	60	60	60	
計			914	689	734	803		
②-①				359	386			
計	①量の見込み				7,300	7,431		
	②確保方策		7,671	9,230	7,925	8,340		
	②-①				625	909		

【見直し前】平成 29～31 年度

(単位：人)

区 分			29 年度	30 年度	31 年度		
1 号 認定	3-5 歳	①量の見込み		798	792	787	
		②確保方策	幼稚園	1,592	1,598	1,604	
			認定こども園	56	56	56	
			計	1,648	1,654	1,660	
②-①		850	862	873			
2 号 認定	3-5 歳	①量の 見込み	a) 教育利用希望	797	791	785	
			b) 上記以外	2,640	2,616	2,600	
		②確保 方策	a) 教育利用希望	幼稚園	763	757	751
				認定こども園	34	34	34
				計	797	791	785
			b) 上記以外	認可保育所	2,413	2,388	2,371
				認定こども園	116	116	116
				認可外保育所	126	126	126
		計	2,655	2,630	2,613		
		②-①		15	14	13	
3 号 認定	1-2 歳	①量の見込み		2,148	2,130	2,108	
		②確保方策	認可保育所	1,881	1,921	1,949	
			認定こども園	89	89	89	
			認可外保育所	144	144	144	
			計	2,114	2,154	2,182	
	②-①		△34	24	74		
	0 歳	①量の見込み		837	826	817	
		②確保方策	認可保育所	726	766	810	
			認定こども園	18	18	18	
			認可外保育所	60	60	60	
計			804	844	888		
②-①		△33	18	71			
計	①量の見込み		7,220	7,155	7,097		
	②確保方策		8,018	8,073	8,128		
	②-①		798	918	1,031		

【見直し後】平成 29 年度（実績値）、平成 30・31 年度

（単位：人）

区 分			29 年度 (実績値)	30 年度	31 年度		
1 号 認定	3-5 歳	①量の見込み		1,388	1,378	1,384	
		②確保方策	幼稚園	1,592	2,355	2,355	
			認定こども園	86	105	105	
			計	1,678	2,460	2,460	
②-①		290	1,082	1,076			
2 号 認定	3-5 歳	①量の 見込み	a) 教育利用希望	0			
			b) 上記以外	3,300	3,269	3,296	
		②確保 方策	a) 教育利用希望	幼稚園	763		
				認定こども園	34		
				計	797		
			b) 上記以外	認可保育所	2,764	2,810	3,035
		認定こども園		110	125	125	
		認可外保育所		163	163	140	
		計		3,037	3,098	3,300	
		②-①		534	△171	4	
3 号 認定	1-2 歳	①量の見込み		2,385	2,463	2,396	
		②確保方策	認可保育所	1,838	1,888	2,200	
			認定こども園	85	85	102	
			認可外保育所	127	127	106	
			計	2,050	2,100	2,408	
	②-①		△335	△363	12		
	0 歳	①量の見込み		407	399	395	
		②確保方策	認可保育所	743	772	424	
			認定こども園	15	15	15	
			認可外保育所	60	60	54	
計			818	847	493		
②-①		411	448	98			
計	①量の見込み		7,480	7,509	7,471		
	②確保方策		8,380	8,505	8,661		
	②-①		900	996	1,190		

(2) 教育・保育施設別の見直し

【見直し前】

(単位：人)

区分		入所状況 H26. 3. 1	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
教育施設 (幼稚園等)	①量の見込み		1,569	1,574	1,595	1,583	1,572	
	②確保方策	幼稚園	1,589	2,355	2,355	2,355	2,355	2,355
		認定こども園	82	120	90	90	90	90
		計	1,671	2,475	2,445	2,445	2,445	2,445
	②-①		906	871	850	862	873	
	<p><確保方策設定の考え方></p> <p>◆幼稚園・認定こども園ともに利用定員を確保方策の人数としている。</p> <p>◆教育利用を希望する2号認定子どもについては、幼稚園の預かり保育事業や認定こども園により対応する。</p>							
保育施設 (保育所等)	①量の見込み		5,639	5,633	5,625	5,572	5,525	
	②確保方策	認可保育所	5,720	4,910	4,955	5,020	5,075	5,130
		認定こども園	20	190	223	223	223	223
		認可外保育所	260	330	330	330	330	330
		計	6,000	5,430	5,508	5,573	5,628	5,683
	②-①		△209	△125	△52	56	158	
<p><確保方策設定の考え方></p> <p>◆認可保育所、認定こども園は、利用定員を確保方策の人数としている。</p> <p>◆平成27・28年度は、定員増の意向がある施設の数値を反映している。</p> <p>◆定員増の意向がある施設の数値を反映したうえで、次の調整をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度以降：既存の保育所・認定こども園において、2号と3号の利用定員の配分をバランスが取れるよう調整している。 平成29年度以降：既存の保育所・認定こども園において、年度当初に恒常に定員を上回る施設については、定員増を行うことを想定し、現在の認可定員を増員することで、量の見込みと確保方策のバランスが取れるよう調整している。 								
計	就学前児童数		9,338	9,325	9,337	9,240	9,162	
	①量の見込み		7,208	7,207	7,220	7,155	7,097	
	②確保方策	幼稚園	1,589	2,355	2,355	2,355	2,355	2,355
		認定こども園	102	310	313	313	313	313
		認可保育所	5,720	4,910	4,955	5,020	5,075	5,130
		認可外保育所	260	330	330	330	330	330
	計	7,671	7,905	7,953	8,018	8,073	8,128	
②-①		697	746	798	918	1,031		

【見直し後】

(単位：人)

区 分		入所状況 H26. 3. 1	27年度 (実績値)	28年度 (実績値)	29年度 (実績値)	30年度	31年度
教育施設 (幼稚園等)	①量の見込み		1,471	1,481	1,388	1,378	1,384
	②確保方策	幼稚園	1,589	2,355	2,355	2,355	2,355
		認定こども園	82	120	120	120	105
		計	1,671	2,475	2,475	2,475	2,460
	②-①		1,004	994	1,087	1,082	1,076
<p><確保方策設定の考え方></p> <p>◆幼稚園・認定こども園ともに利用定員を確保方策の人数としている。</p> <p>◆教育利用を希望する場合は、ほぼ1号認定となるため、見直し前に2号認定で見込んでいた人数は1号認定に合算する。</p>							
保育施設 (保育所等)	①量の見込み		5,829	5,950	6,092	6,131	6,087
	②確保方策	認可保育所	5,720	4,910	5,305	5,345	5,470
		認定こども園	20	190	210	210	225
		認可外保育所	260	350	350	350	300
		計	6,000	5,450	5,865	5,905	6,045
②-①		△379	△85	△187	△86	114	
<p><確保方策設定の考え方></p> <p>◆認可保育所、認定こども園は、利用定員を確保方策の人数としている。</p> <p>◆平成30・31年度の確保方策については、以下のとおり見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度：認可保育所・認定こども園については、定員変更等に関する意向調査の結果による受入可能児童数を確保方策に反映するとともに、認可保育所1か所の新設を見込んでいる。また、量の見込みに対する不足に対しては、年度当初からの「定員の弾力化」によって対応していく。 なお、認可外保育所については、過去の実績から確保方策を推計している。 平成31年度：認可保育所・認定こども園においては、平成30年度当初の「定員の弾力化」により満たした受入れ見込み数を基に、定員増が可能な既存施設について定員増を図り、量の見込みに対応していく。また、認可保育所1か所の新設を見込んでいる。このほか、必要と認められる場合において、安定的な経営・保育の質の確保を前提として、新たな施設整備を行うことにより、量の見込みに対応していく。 							
計	就学前児童数		9,339	9,463	9,379	9,348	9,281
	①量の見込み		7,300	7,431	7,480	7,509	7,471
	②確保方策	幼稚園	1,589	2,355	2,355	2,355	2,355
		認定こども園	102	310	330	330	347
		認可保育所	5,720	4,910	5,305	5,345	5,470
		認可外保育所	260	350	350	350	300
計	7,671	7,925	8,340	8,380	8,505		
②-①		625	909	900	996	1,190	

Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業の見直し

子ども・子育て支援法第 59 条では、各市町村が策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、同法第 1～13 号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされており、本市では平成 27 年 3 月に事業計画を策定し、事業を推進してきました。

今回は、過去の事業実績に基づき、次の 3 点を踏まえ、当初計画値の変更が必要だと判断した事業について、見直しを行いました。

- ①実績値と事業計画の間に大きな乖離が見られる場合
- ②「量の見込み」と「確保方策」を算出する上で用いていた統計数値を、最近の人口動態に合わせて見直す必要が生じる場合
- ③新たに施策を追加する場合

13 の事業のうち今回の見直し対象とした事業は、以下の 5 事業です。

事業名	中間見直し	
	行う	行わない
利用者支援に関する事業	○	
時間外保育事業		○
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	○	
乳児家庭全戸訪問事業	○	
養育支援訪問事業		○
子育て短期支援事業（ショートステイ）		○
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）		○
一時預かり事業 （幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）	○	
一時預かり事業（幼稚園型を除く）、 ファミリーサポートセンター事業（病児対応、就学後を除く）、 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）		○
病児・病後児保育事業、 ファミリーサポートセンター事業（病児対応）		○
ファミリーサポートセンター事業（就学後）	○	
妊婦に対して健康診査を実施する事業		○
実費徴収に係る補足給付を行う事業		○

(1) 利用者支援に関する事業

【事業概要】

- 子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供、及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

【量の見込み見直しの考え方】

- 当初計画では、利用者支援に関する事業については、ニーズ調査項目に無く、他の事業の量を考慮し設定することとしていました。
- 妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない支援を充実するため、平成 29 年 10 月に開設した「出雲市母子健康包括支援センター（以下「包括支援センター」と言う。）」の利用状況等を踏まえ、次期計画策定時において今後の設置計画について検討します。

【確保方策見直しの考え方】

- 当初計画では、既設の子育て支援センター 3 箇所において、利用者支援事業を実施する予定でしたが、これを見直し包括支援センターを設けることとしました。計画期間中には、母子保健に係る相談を中心にスタートさせ、今後保育所入所、子育て支援サービス事業等の支援機能を加え体制の充実を図ります。
- 今後の包括支援センターの利用状況や利用ニーズを踏まえ、次期計画策定時に併せ設置箇所数の増を検討します。

【見直し前】

区 分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
②確保方策	0 か所	1 か所	1 か所	2 か所	3 か所
②-①	△3 か所	△2 か所	△2 か所	△1 か所	0 か所



【見直し後】

区 分	27 年度 (実績値)	28 年度 (実績値)	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保方策	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②-①	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、遊びや生活の場を提供する事業。
 - <対象児童> 本市に住所を有する者で、昼間家庭に保護者のいない主として小学校1年生から6年生までの児童
 - <開設時間> 月～金…放課後～18:00、土曜日・長期休業期間…8:00～18:00
※平成29年10月から18:30まで延長可能とした
 - <保護者負担金> 7,000円/月（減免制度あり）
※別途、各児童クラブでおやつ代等の実費徴収あり
 - <入会先> 各小学校区で開設している児童クラブ
複数の小学校区が合同で開設している児童クラブあり（1クラブ）
 - <社会福祉法人等への施設整備・運営補助>
保育所を運営する社会福祉法人等による児童クラブ運営への参入を促進するため、平成29年7月に運営費等補助制度を創設
- 対象児童の拡大（児童福祉法の改正：平成27年4月1日）
「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」→「小学校に就学している児童」

【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（1～3年生）	1,030人	1,128人	1,318人	1,464人	1,538人	1,670人	1,725人	1,860人
利用者数（4～6年生）	73人	66人	100人	95人	121人	151人	215人	154人
施設数	36か所	36か所	43か所	44か所	44か所	44か所	44か所	44か所

※平成22、23年度は、旧斐川町データを含まない。

【量の見込み見直しの考え方】

- 1～3年生の入会希望者数については実績と乖離があるので、平成27～29年度の入会率を踏まえ、教育委員会が算出する最新の児童推計数から入会数を算定しました。
- 4～6年生については、入会希望者数把握のため、今年度、アンケート調査を実施し、その結果を踏まえ平成30年度以降の入会希望者数を見直しました。

※アンケート調査（平成29年9月実施）

対象者：小学校1～5年生の保護者（抽出調査）3,753人 回答者：3,131人（回答率83.4%）

※入会希望数は、小学校区ごとに算定した数値を積み上げて集計

【確保方策見直しの考え方】

- 平成27年度以降に実施した市設置クラブの拡張整備や、社会福祉法人等の参入による受入枠増を考慮し、入会可能児童数の見直しを行いました。
- 施設数については、当初計画では、市設置の児童クラブのみを対象に確保方策を設定していましたが、補助制度を活用し社会福祉法人等が設置する児童クラブを、本計画の対象に加え見直しを行いました。
- 地域の運営委員会への委託料に係る委託基準の見直しによる運営体制の安定化、支援員等の処遇改善等による職員の定着化を図ることにより、受入体制の強化を図ります。

【見直し前】

(単位：人、か所)

区 分	27 年度			28 年度			29 年度		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
①量の見込み	1,524	513	44	1,570	483	44	1,527	505	43
②確保方策	1,524	474	44	1,570	433	44	1,527	476	43
②-①	0	△39	0	0	△50	0	0	△29	0

区 分	30 年度			31 年度		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
①量の見込み	1,543	503	43	1,548	506	43
②確保方策	1,543	475	43	1,548	506	43
②-①	0	△28	0	0	0	0



【見直し後】

(単位：人、か所)

区 分	27 年度 (実績値)			28 年度 (実績値)			29 年度 (実績値)		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
①量の見込み	1,670	168	44	1,725	215	44	1,860	192	44
②確保方策	1,670	151	44	1,725	215	44	1,860	154	44
②-①	0	△17	0	0	0	0	0	△38	0

区 分	30 年度			31 年度		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
①量の見込み	1,949	301	45	2,007	292	46
②確保方策	1,949	252	45	2,007	292	46
②-①	0	△49	0	0	0	0

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

＜対象者＞ 乳児とその保護者

＜訪問者＞ 専門職訪問（生後1か月前後）：保健師、助産師
赤ちゃん声かけ訪問（生後4か月まで）：民生児童委員、主任児童委員、子育てサポーター

【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
訪問人数	1,366人	1,536人	1,540人	1,544人	1,509人	1,584人	1,548人

※平成22年度は、旧斐川町データを含まない。

【量の見込み見直しの考え方】

- 出生数推計値の変動に基づき、量の見込みの見直しを行いました。

【確保方策見直しの考え方】

- 現状の実施体制を維持します。

【見直し前】

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1,497人	1,476人	1,463人	1,444人	1,426人
②確保方策	(実施体制) 市保健師 27人 委嘱助産師 12人 赤ちゃん声かけ訪問員 154人 (実施機関) 市 (委託団体等) 無	同左	同左	同左	同左



【見直し後】

区分	27年度 (実績値)	28年度 (実績値)	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1,593人	1,559人	1,524人	1,483人	1,468人
②確保方策	(実施体制) 市保健師 29人 委嘱助産師 9人 赤ちゃん声かけ訪問員 153人 (実施機関) 市 (委託団体等) 無	29人 10人 155人 市 無	29人 11人 155人 市 無	同左	同左

(4) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

【事業概要】

- 一部の幼稚園において、保護者の短期のパートタイム就労や急な用事など子育て家庭のニーズに対応して、早朝及び通常の教育時間を終了した後（降園時間以降）に預かり保育を実施する事業。

<対象児童> 当該幼稚園に在籍する園児

【量の見込み見直しの考え方】

- 量の見込みが過大となっており、幼稚園児数や実施園数を考慮した見直しを行いました。
- 教育利用を希望する場合はほぼ1号認定となるため、全て1号認定による利用として見込むこととしました。

【確保方策見直しの考え方】

- 在園児保護者の利便性向上を図るため、一時預かり事業の実施園拡大を当初計画以上に推進しており、30年度から新たに4園で実施していくことを前提に見直しました。
- 年間通じて1日当たり30人での積算が過大となっていることを考慮のうえ、1日当たり16人で見直しました。

【見直し前】

（単位：人日）

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の 見込み	1号認定による利用	9,771	9,800	9,929	9,843	9,786
	2号認定による利用	93,200	93,400	94,800	94,000	93,400
②確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型)	102,591	102,620	102,749	102,663	109,606
②-①		△380	△580	△1,980	△1,180	6,420



【見直し後】

（単位：人日）

区 分		27年度 (実績値)	28年度 (実績値)	29年度	30年度	31年度
①量の 見込み	1号認定による利用	51,515	61,757	91,235	90,587	91,010
	2号認定による利用	—	—	—	—	—
②確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型)	52,312	63,522	82,205	97,152	97,152
②-①		797	1,765	△9,030	6,564	6,142
(参考) 実施園数		14	17	22	26	26

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：就学後）

【事業概要】

- 児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

◆子育て援助活動（就学後）の対象児童等

- <対象児童> 小学生
- <利用時間> 会員間の合意による。ただし、宿泊を伴う活動は行わない。
- <利用料金> 月～金の7:00～19:00…300円/30分、
上記以外の時間及び土・日・祝・年末年始…400円/30分

【利用実績】

（単位：人日）

区 分	22 年度		23 年度		24 年度		25 年度	
	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生
子育て援助活動支援事業（就学後）	—	—	—	—	2,325	638	2,492	473

※平成 22、23 年度はデータなし

区 分	26 年度		27 年度		28 年度	
	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生
子育て援助活動支援事業（就学後）	3,294	570	3,746	415	3,932	827

【量の見込み見直しの考え方】

- 近年の利用実績に基づき、下記3点の要素を踏まえ見直しを行いました。
- 資料7「ファミリーサポートセンター年齢区分別 活動状況一覧」から、放課後児童クラブと自宅の送迎サポート依頼は、全サポート数の3割近くを占めています。平成 29 年 10 月から、児童クラブ 44 か所の内の 24 クラブにおいて、18 時 30 分までの開設時間延長を実施したことに伴う、平成 29 年度下半期から平成 31 年度の児童クラブ送迎サポート依頼数の減を見込みました。
- 放課後児童クラブの入会希望者数把握のため、1～5年生の保護者を対象に抽出によるアンケート調査を9月に実施し、その調査結果に基づき、平成 30・31 年度の児童クラブ入会希望者数の見直しを行いました。これに基づき、児童クラブと自宅の送迎サポート依頼数の変動を見込みました。
- 学習塾等への送迎サポート数の近年の増加傾向を、全学年を対象に見込みました。

【確保方策見直しの考え方】

- 現状では、ファミリーサポートセンターにおいて利用希望を断るケースはほとんど無く、現在登録されている援助会員で対応できているが、今後の増加見込に対応するため援助会員の増員に努めます。

※ 平成 29 年 10 月末現在 援助会員数

(まかせて会員) 428 名

(どっちも会員) 164 名 計 592 名

- 会員個々の資質向上のため、研修の更なる充実を図ります。

【見直し前】

(単位：人日)

区 分	27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度		
	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	
①量の見込み	2,400	600	2,400	600	2,400	600	2,400	600	2,400	600	
②確保 方策	子育て援助活動支援事業(就学後)	2,400	600	2,400	600	2,400	600	2,400	600	2,400	600
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	



【見直し後】

(単位：人日)

区 分	27 年度 (実績値)		28 年度 (実績値)		29 年度		30 年度		31 年度		
	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	
①量の見込み	3,746	415	3,932	827	3,950	1,100	3,950	1,150	4,000	1,150	
②確保 方策	子育て援助活動支援事業(就学後)	3,746	415	3,932	827	3,950	1,100	3,950	1,150	4,000	1,150
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※援助依頼者数

(平成 27 年度) 184 人 (平成 28 年度) 167 人

【「量の見込み」及び「確保方策」の解説】

「量の見込み」とは、子育て支援サービス利用に関する市民のニーズ量のことであり、「確保方策」とは、そのニーズ量に対する提供体制の確保の内容、及びその実施時期のことです。

各事業における「量の見込み」及び「確保方策」とは、下記のとおりです。

掲載ページ	事業名	「量の見込み」とは	「確保方策」とは
3ページ	幼児期の学校教育・保育事業	入園希望児童数のこと	施設の利用定員児童数のこと
11ページ	利用者支援に関する事業	相談拠点必要箇所数のこと	相談拠点設置箇所数のこと
12ページ	放課後児童健全育成事業	入会希望者数及び施設必要数のこと	入会可能児童数及び施設設置数のこと
14ページ	乳児家庭全戸訪問事業	出生見込数のこと	訪問実施者数のこと
15ページ	一時預かり事業	利用希望児童数のこと	利用可能児童数のこと
16ページ	子育て援助活動支援事業	援助希望対象児童数のこと	援助対応可能児童数のこと

【その他の用語解説】

掲載ページ	用語	解説
2ページ	人口動態調査	人口の動向を恒常的に把握するために行われる統計調査（市区町村役場に届け出られた、出生・死亡・婚姻・離婚・死産の全数を対象に毎月集計されている）
3ページ	教育標準時間	幼稚園を利用する保護者に対し、幼児教育を行う時間として市が認定する時間。なお、国が定める幼稚園教育要領においては、1日の教育課程に係る教育時間は、4時間が標準とされている。
3ページ	保育標準時間	保護者の保育を必要とする事由や就労時間などにより、保育を受けられる時間として市が認定する区分の一つで、保育所等の利用可能時間が1日最大11時間のもの（例：父母両方が月120時間以上の就労の場合、保育標準時間の認定）
3ページ	保育短時間	保護者の保育を必要とする事由や就労時間などにより、保育を受けられる時間として市が認定する区分の一つで、保育所等の利用可能時間が1日最大8時間のもの（例：父母のいずれかが月48時間以上120時間未満の就労の場合、保育短時間の認定）
3ページ	認定こども園	幼稚園、保育所の両方の機能を有し、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供する施設。保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行い、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。
9ページ	定員の弾力化	保育所における保育の実施は、利用定員の範囲内で行うことが基本であるが、年度の途中で保育の実施が必要となった児童が発生した場合、受け入れ体制のある保育所において定員を超えて受け入れを行うことをいう。なお、待機児童がある市町村においては、年度当初についても同様に「定員の弾力化」により受け入れを行うことが認められている。
14ページ	子育てサポーター	母子保健、子育て支援に熱意のある者の中から市が委嘱し、あかちゃん声かけ訪問等の子育て中の家族支援を行う者
17ページ	どっちも会員	おねがい会員（援助を受けることを希望する者）と、まかせて会員（援助を行うことを希望する者）の両方に登録している者

